

**障害者手帳** 福祉課障がい福祉係 ☎65-2514

法に定められた障がいがあれば、その内容に応じて次の手帳の交付を受け、各種福祉制度を活用できます。

種類	説明
身体障害者手帳	・永続する一定の身体の障がいがある方に、障がいの種類や程度により、1級から6級の身体障害者手帳が交付されます。
療育手帳	・児童相談所または心身障害者総合相談所において、知的障がいがあると判断を受けた方に交付されます。
精神保健福祉手帳	・精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に交付されます。

○障がい者への各種サービス

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病をお持ちの方は、在宅や施設で様々なサービスを受けることができます。利用者の障がいの種類や区分等によって受けられるサービスが異なります。また、サービスを受けるためには、事前の申請が必要なものもありますので、ご利用を検討されている方は一度担当課までご相談ください。

●在宅生活や施設利用 福祉課障がい福祉係 ☎65-2514

		項目	内容
自立支援給付	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	・自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	・重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
		行動援護	・自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障がい者等包括支援	・介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		同行援護	・重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
		短期入所（ショートステイ）	・自宅で介護している方が病気の場合などのため、一時的に介護を受けられない場合、施設に短期間入所できます。
		療養介護	・医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をを行います。
		生活介護	・常に介護を必要とする方に、日中に障がい者支援施設などで行われる介護サービスや創作的活動または生産活動の機会を提供します。
		施設入所支援	・施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●在宅生活や施設利用 福祉課障がい福祉係 ☎65-2514

		項目	内容
自立支援給付	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	・自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	・一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（雇用型・被雇用型）	・一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	・夜間や休日に共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	補装具	・身体障害者手帳に記載されている障がいを補うための用具の購入、修理の費用を補装具費として支給します。※事前に申請が必要です。	
障がい児通所給付	児童発達支援	・未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應できるよう、療育を通して支援を行います。	
	医療型児童発達支援	・児童発達支援、及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	・就学している児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	保育所等訪問支援	・保育所、幼稚園等に通う児童に、集団生活への適應のための専門的な支援等を行います。	
地域生活支援事業	移動支援	・全身性の障がい者や知的、精神障がい者のため、屋外での移動が困難な方に支援を行います。	
	コミュニケーション支援	・聴覚、音声または言語機能障がいをお持ちの方で、通院等の理由が必要と認められる場合に無料で手話通訳者や要約筆事員を派遣します。	
	日常生活用具	・在宅の重度障がい者（児）の方の日常生活がより円滑に行われるよう用具を給付します。 ※購入後は助成できません。 ・障がい内容及び程度により、給付される用具が異なります。 ・本人及び同居の親族の所得税等の課税額によって自己負担額があります。	
	障がい者訪問入浴サービス	・重度の障がいにより、自宅での入浴が困難な方への入浴サービスです。	
	障がい者自動車運転免許取得費助成	・1級から4級の身体障害者手帳をお持ちの方が、社会参加や社会復帰のために運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成します。 ・助成の限度額は10万5,000円です。	
	障がい者自動車改造費助成	・重度の身体障がい者の方が、就労等の理由で自動車を取得し、自ら運転するために、自動車の走行装置、駆動装置を改造する場合、その費用の一部を助成します。 ・助成の限度額は10万円です。	
	障がい者日中一時支援事業	・日中において監護するものがないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい児と知的障がい者が対象です。 ・障がい者施設などで一時的に預り、見守り等の支援を行います。	
	障がい者相談支援	・施設や制度利用などの情報を提供し、健康管理や余暇活動の支援など自立した社会生活を送るための相談を行います。	

●その他

福祉課障がい福祉係 ☎65-2514

項目	内容
障がい者地域活動 緊急生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者の方に緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に、心身障がい児(者)の方の保護や学校等への送迎などを行う生活支援員を派遣します。</li> <li>派遣に伴う交通費等の実費を負担していただきます。</li> <li>他の制度により施設入所している場合やヘルパー派遣のサービスを利用している方は対象となりません。</li> </ul>
障がい者社会復帰施設等 通所交通費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の方が社会復帰施設へ通所する場合、その交通費を助成します。</li> </ul>

●医療

項目	内容	問い合わせ先
重度心身障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級から3級(内部障がいは1級から4級)までの身体障害者手帳をお持ちの方、重度または中度と診断を受けた知的障がい者(児)の方、重度1級と診断を受けた精神保健福祉手帳をお持ちの方の医療費を助成します。</li> </ul>	住民課 医療児童助成係 ☎65-2513
自立支援医療	更生医療	福祉課 障がい福祉係 ☎65-2514
	精神通院	
	育成医療	
小児特定慢性疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満で、認定基準に該当する方の当該疾患の治療費を助成します。※認定基準や当該疾患については、お問い合わせください。</li> </ul>	渡島総合振興局 子ども・健康推進課 子ども未来係 ☎47-9546
特定疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定疾患と認定された方の医療費を助成します。</li> </ul>	渡島総合振興局 子ども・健康推進課 保健予防係 ☎47-9541
特定疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象疾患の方の医療費を助成します。 (対象疾患) 人工透析をしている慢性腎不全 血友病 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群</li> </ul>	住民課 医療児童助成係 ☎65-2513
訪問歯科保健指導・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのため、歯科受診が困難な方に、訪問により歯科保健指導や相談を行います。</li> </ul>	渡島総合振興局 子ども・健康推進課 健康増進係 ☎47-9542

●年金・手当

項目	内容	問い合わせ先	
障がい年金	障がい基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上で受給要件を満たした方が、国民年金の障がい等級表の1級または2級に該当していると認められたときに支給されます。</li> </ul>	住民課 国保年金係 ☎65-2513
	障がい厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給要件を満たした方が、厚生年金の障がい等級表の3級以上に該当していると認められたときに支給されます。</li> </ul>	函館年金事務所 ☎82-8002
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳しくは23ページへ</li> </ul>	住民課 医療児童助成係 ☎65-2513	
特別障がい者手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。※所得制限があります。</li> <li>施設に入所した場合や3か月以上入院した場合は支給されません。</li> </ul>	福祉課 障がい福祉係 ☎65-2514	
障がい児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満で常時介護を必要とする方に支給されます。※所得制限があります。</li> <li>障がい年金を受給できる場合や施設へ入所している場合は支給されません。</li> </ul>		
障がい者介護手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で寝たきりの状態にある65歳未満の障がい者の方を6か月以上介護している方に支給されます。ただし、以下の場合は該当されません。 ア. 障がいを事由とする年金や手当を受給しているとき イ. 入院、施設入所しているとき ウ. 介護保険の要介護者に認定されているとき エ. 介護している方が特別児童扶養手当を受給しているとき</li> </ul>	渡島総合振興局 社会福祉課 地域福祉係 ☎47-9537	
心身障がい者 扶養共済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の方を扶養している保護者等が加入し、加入者が死亡または、重度の障がいになった場合に、障がい者の方に、生涯にわたって年金が支給されます。</li> <li>加入できるのは、65歳未満で生命保険に加入できる健康状態の方です。掛け金は加入者の方の加入時の年齢により異なり、2口まで加入できます。</li> <li>給付額は2万円または4万円(2口加入の場合)です。</li> <li>加入者の方よりも先に障がいの方が亡くなった場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。</li> </ul>		

●割引・軽減等

項目	内容	問い合わせ先
税金の控除 所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者控除……27万円 身体障害者手帳(3～6級)・療育手帳(B)・精神保健福祉手帳(2級・3級)</li> <li>特別障害者控除……40万円 身体障害者手帳(1級・2級)・療育手帳(A)・精神保健福祉手帳(1級)</li> <li>特別障害者控除(特別障害者と同居の場合)……75万円</li> </ul>	函館税務署 ☎31-3171 または勤務先の 給与担当者



項目	内容	問い合わせ先	
税金の控除	町民税 ・障害者控除……26万円 身体障害者手帳(3～6級)・療育手帳(B)・精神保健福祉手帳(2級・3級) ・特別障害者控除……30万円 身体障害者手帳(1級・2級)・療育手帳(A)・精神保健福祉手帳(1級) ・特別障害者控除(特別障害者と同居の場合)……53万円	税務課課税係 ☎65-2515	
	その他	渡島総合振興局 納税課 ☎47-9452	
	・軽自動車税		
	・自動車税 自動車取得税		
各種割引・軽減	・事業税(道税)	渡島総合振興局 事業税係 ☎47-9441	
	・事業税(国税) ・贈与税 ・相続税	函館税務署 ☎31-3171	
	JR旅客運賃割引	JR各駅	
	航空運賃割引	各航空会社	
	バス運賃割引	各バス会社	
	タクシー料金割引	各タクシー会社	
	有料道路割引料金	・割引率は50%です。 第1種…介護者運転可 第2種…本人運転(身体障害者手帳のみ) ・役場で身体障害者手帳または療育手帳に割引の有効期限等の記載・証明を受け、通行の際に提示してください。 ・ETC利用の場合は事前にETCカードと車載器の用意が必要です。	福祉課 障がい福祉係 ☎65-2514
	NHK放送受信料減免	・役場で証明書類を受け取り、NHKへ申請します。 半額免除…身体障害者手帳(1級または2級)、療育手帳(A判定)、精神保健福祉手帳(1級)のうちどれかをお持ちの方が世帯主で契約者 全額免除…手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯員全員が市区町村民税非課税	福祉課 障がい福祉係 ☎65-2514
	駐車禁止規制の適用除外	・指定された車に乗る場合(本人または家族が運転)、駐車禁止区域への必要最低限の駐車ができます。	函館中央警察署 ☎54-0110
	郵便による不在者投票	・身体に一定以上の障がいがある方は、郵便による不在者投票ができます。 ・あらかじめ、七飯町選挙管理委員会から証明書の交付を受ける必要があります。	七飯町選挙管理委員会 ☎65-5791
電話番号案内	・電話番号案内(104)の案内が無料になります。 ・対象となる障がいについてはお問い合わせください。	NTT「無料番号案内」 ふれあい案内 ☎0120-104174	
携帯電話料金割引	・手帳をお持ちの方に携帯電話使用料等の割引制度があります。 ・詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。	各携帯電話会社	



## 介護保険

介護総合支援センター安心ななえ ☎66-2488  
福祉課介護保険係 ☎65-2514

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。

### ○介護保険加入対象者

【第1号被保険者】 65歳以上の方

【第2号被保険者】 40歳以上64歳以下の方

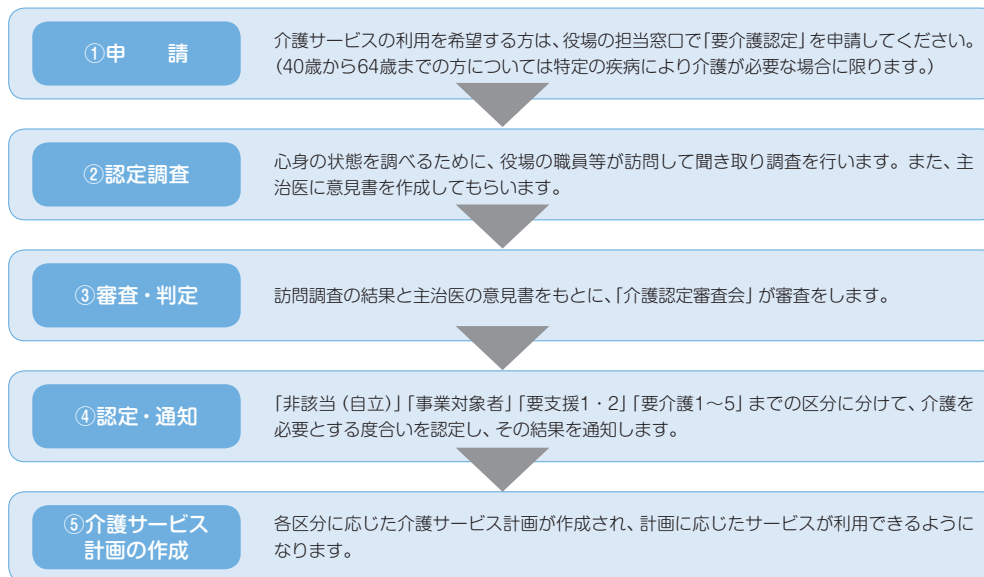
### ○介護保険料

介護保険の実施により、年齢に応じて医療分と介護分を算定し、次のとおりとなります。

区分	負担方法
40歳以上64歳未満 (介護保険の第2号被保険者)の方	加入している医療保険の保険料の一部として納めていただきます。
65歳以上 (介護保険の第1号被保険者)の方	本人の所得や世帯の市区町村民税課税状況に基づいて算出した保険料を納めていただきます。

### ○介護保険サービス利用までの流れ

介護が必要になったら、要介護認定を受けて介護サービス・介護予防サービスを利用します。



○サービスの種類

●通所

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
通所介護(デイサービス) 総合事業通所介護サービス	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	通所介護施設で日常生活上の支援などの共通サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービスを提供します。 ※事業対象者の方も利用できます。
通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設などで食事、入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行います。	老人保健施設などで、共通サービスとして食事、入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標にあわせた選択的サービスを提供します。

●訪問

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
訪問介護(ホームヘルプ) 総合事業訪問介護(生活援助)サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、食事、洗濯などの生活援助を行います。	利用者が自力では困難な行為について、家族の支援などが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。 ※事業対象者の方も利用できます。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設の浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為を向上させる訓練の必要がある場合に、理学療法士や作業療法士が訪問して短期集中的なリハビリテーションを行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	疾患等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

●居宅での暮らしを支えるサービス

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車椅子、特殊寝台、歩行器等	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 ・歩行器、歩行補助つえなど
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します。(同一年度10万円を上限とし、支給額は9割*) ・腰掛便座、入浴補助用具など	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します。(同一年度10万円を上限とし、支給額は9割*)
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 【ご注意ください】 ※支給を受けるには、着工前の申請が必要です。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円(支給額は9割*)を上限に費用を支給します。	

※一定以上の所得のある方の支給額は、9割ではなく8割になります。

●短期入所するサービス

サービスの種類	要介護1～5の方	要支援1・2の方
短期入所生活 療養介護(ショートステイ) 介護予防短期入所生活/療養介護	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。	福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●施設に入所するサービス(要介護者のみ利用可能)

サービスの種類	要介護1～5の方
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。※新たに入所できるのは原則要介護3以上の方です。
介護医療院 (介護療養型医療施設)	看取りターミナル機能と生活施設を兼ね備えた医療施設です。 (急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。)

●地域密着型サービスについて

地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備するサービスで、認知症をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で生活していけるように、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をつくり支援します。

サービスの種類	説明
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	通所介護施設で認知症の人を対象として専門的なケアを行います。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、随時訪問介護と訪問看護を受けられます。

○サービスを受けるときの費用について

●在宅で受けるサービスの費用のめやす

サービスにかかった費用の1割または2割が自己負担になります。また、要介護状態区分ごとに保険から給付されるサービス額の上限(支給限度額)が決められています。

要介護状態	支給限度額(1か月)	要介護状態	支給限度額(1か月)
事業対象者	50,030円	要介護2	196,160円
要支援1	50,030円	要介護3	269,310円
要支援2	104,730円	要介護4	308,060円
要介護1	166,920円	要介護5	360,650円

●施設利用者の利用者負担について

施設に入所した場合は、サービス費用の1割または2割、食費、居住費、日常生活費の全額が利用者負担となります。また、低所得の人には所得に応じて負担限度額が設けられています。

## ○介護予防事業について

最近物忘れが多い、足腰が弱くなったなど、生活機能の低下が気になる65歳以上の方については生活機能評価を受けることができます。この結果介護予防事業の対象者（事業対象者）と選定された場合、その方の介護予防の目的にあわせた計画を介護総合支援センター「安心ななえ」が作成し、介護予防事業を受けることができます。

### ●介護予防事業のおもなプログラム

サービスの種類	サービス内容
運動機能向上	機能訓練指導員等の指導により、立ち上がりや歩行に必要な筋力をつけたり、転倒予防のための訓練を行います。
栄養改善	栄養士等の指導により、低栄養状態や疾病予防等の食事のとり方などについて個別に指導を行います。

## 高齢者福祉

福祉課地域福祉係 ☎65-2514

### ○介護総合支援センター安心ななえ（七飯町地域包括支援センター）

☎66-2488

高齢になり体が弱くなっても、住み慣れた家で暮らすため、また、在宅での生活が難しくなった場合の施設への入所など、高齢者の生活を支援するために、専門的な知識を持った職員が様々な相談にのります。お困りな事がありましたら一度ご相談ください。

#### 【業務内容】

- ・介護予防に関する相談や介護認定で要支援1・2と認定された方、生活機能評価で特定高齢者に該当した方の介護予防プランの作成・介護保険外のサービスを含む高齢者やその家族等に対する総合相談支援
- ・高齢者の虐待防止や成年後見制度等の高齢者の権利を擁護する活動など

### ○保健福祉在宅サービス

福祉課地域福祉係 ☎65-2514

在宅で生活されている方で、次のサービスが必要と認められた高齢者の方に対し、七飯町独自の福祉サービスを行っています。利用前に地域包括支援センター職員による調査、福祉専門職等による地域ケア会議による利用判定会議（※介護認定とは別です。）が必要となりますので、サービス内容・利用条件等詳細は、地域包括支援センターにご相談ください。

サービスの種類	対象者	サービス内容
外出支援サービス事業	・町内に在住し、重度心身の障がい及び高齢等により公共交通機関を利用して外出することが困難な方	・対象となる方の、医療機関、福祉施設の利用を福祉車両で支援します。外出の際にリフト付きワゴン車で送迎します。
「食」の自立支援事業	・一人暮らしの高齢者や心身障がい者等の方で、自ら買い物または調理等を行うことが困難な方（大沼地区）	・対象となる方へお弁当を宅配します。（原則1日1食）
軽度生活支援事業	・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方など（介護認定非該当者）	・生活援助員を派遣して、日常生活の援助を行います。
生きがい活動通所支援サービス	・おおむね60歳以上の高齢者など（介護認定非該当者）	・週1回、公共施設を利用して教養講座や軽スポーツなどを行います。
緊急通報体制等整備事業	・要支援以上の介護認定を受けたおおむね65歳以上の一人暮らしの方や、一人暮らしの重度身体障がい者など	・ペンダント、通報機の緊急ボタンを押すと、北海道健康づくり財団に通報され、地域の協力員等に協力の依頼がされます。
徘徊高齢者家族支援サービス	・要支援、要介護認定を受けた認知症の高齢者	・認知症高齢者が外出し、所在が分からなくなった場合に位置検索サービスの位置情報専用探索機で位置情報を家族に提供します。



## ○その他

### ●高齢者入浴助成事業

町が指定する温泉施設等を200円割引の料金で利用することができます。

【対象者】 町内に住居する70歳以上の方

【指定温泉】 ◆ななえ天然温泉ゆうひの館（本町4丁目）

【利用方法】 指定温泉施設等を利用するときに窓口で免許証等の身分証明書を提示してください。

◆七飯町健康センターアップル温泉（字中野）  
◆留の湯（字東大沼）

### ○福祉灯油等助成事業について

高齢者世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯のうち、町民税が非課税の世帯に対し、冬期間の採暖に必要な費用の一部を助成します。

#### 【助成対象世帯】

町民税が非課税の世帯（世帯全員が非課税）のうち、次のいずれかに該当する世帯。

高齢者世帯	満65歳以上のみの世帯 ※単身世帯を含みます。	※1 住民票において世帯分離しており、同一住居で生計を一にしている親族がいる場合は、同一世帯とみなします。 ※2 左記対象世帯のうち、社会福祉施設に入所、病院等に入院していないこと。 ※3 左記対象世帯のうち、生活保護を受給していないこと。 ※4 左記対象世帯のうち、町税等の滞納がないこと。
障がい者（児）世帯	身体障害者手帳1級または2級を有する者が属する世帯 精神障害者保健福祉手帳1級を有する者が属する世帯 療育手帳A判定を有する者が属する世帯	
ひとり親世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている世帯	

【助成内容】 1世帯につき、5,000円分のアップル商品券を助成します。（年1回）

【助成期間】 毎年11月1日～翌年の3月31日

## 生活でお困りの方のために

福祉課地域福祉係 ☎65-2514

すべての方が、安心して暮らせるよう町ではいろいろなお手伝いを行っています。

### ○民生委員児童委員・主任児童委員

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員児童委員・主任児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

また、民生委員児童委員・主任児童委員の活動は、個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。

### ○生活保護

生活保護は、働く能力や資産（貯金・不動産等）、扶養義務者（親・兄弟など）からの援助、他の法律による給付（年金・手当等）、その他あらゆるものを最低限度の生活をするために活用して、それでもなお生活維持が困難な方々を支援し、再び自身の力で生活していけるようお手伝いする制度です。

受給要件や他法活用等の相談を含め、詳しくは、渡島総合振興局社会福祉課保護第1係（☎47-9532）が福祉課地域福祉係（☎65-2514）へお問い合わせください。

### ○生活福祉資金

七飯町社会福祉協議会 ☎65-2067

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、資金の貸付けに必要な相談・支援により経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

収入状況、連帯保証人等条件がありますので、詳しくは七飯町社会福祉協議会までお問い合わせください。